

## 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金について

### 貸切バスの新運賃・料金のご案内

平成 26 年 4 月から適用されていた現在の貸切バス運賃・料金制度について、国土交通省は令和 5 年 8 月 25 日付けで貸切バス公示運賃を見直すとともに、幅運賃制度を撤廃し、基準運賃を下限額とする見直しを行いました。貸切バスの運賃・料金の算出方法については以下の資料をご参照下さい。

### 新運賃制度（作成：日本バス協会）

#### 運賃・料金の下限額及び標準適用方法

道路運送法第 9 条の 2 の規定により関東運輸局へ届出いたしました貸切バスの運賃・料金及び標準適用方法につきましては下記の通りとなっております。

#### 一般貸切旅客自動車運送事業の変更命令の検討を必要としない 運賃・料金の下限額

運 賃		下 限 額
キロ制運賃 (1kmあたり)	大型車	160 円
	中型車	140 円
	小型車	120 円
時間制運賃 (1時間あたり)	大型車	6,580 円
	中型車	5,560 円
	小型車	4,870 円
料 金		下 限 額
交替運転者配置料金	キロ制料金 (1kmあたり)	40 円
	時間制料金 (1時間あたり)	2,430 円
	深夜早朝運行料金	時間制運賃及び交替運転者配置料金 (時間制料金)の2割増

#### 一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款

当社は「一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款」を適用しております。

(令和 6 年 4 月 1 日付け国土交通省告示第 348 号一部改正)

#### 一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款

#### 一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款 一部訂正